下妻地方広域事務組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱

令和８年８月３１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、下妻地方広域事務組合管内のうち、下妻市、八千代町、常総市（旧石下町）（以下、「構成３市町」という。）の住民がもえるごみ及びもえないごみを排出する際に使用する袋（以下「指定ごみ袋」という。）を統一し、指定ごみ袋の規格及びその製造の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定ごみ袋等の規格）

第２条　指定ごみ袋及びその外袋の規格は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（製造業者の要件）

第３条　指定ごみ袋を製造することができる者は、次に掲げる要件を満たし、下妻地方広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）が認定した者とする。

(1)　法人にあっては、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(2)　個人にあっては、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員が実質的に支配している会社等又は暴力団員等でないこと。

（指定ごみ袋製造の認定に係る申請）

第４条　管理者は、指定ごみ袋の製造を行おうとする者（以下「申請者」という。）に対し、指定ごみ袋製造認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添えて、提出させるものとする。

(1)　誓約書（様式第２号）

(2)　申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア　定款（寄附行為）

イ　登記事項証明書

ウ　国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

(3)　申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア　身分証明書の写し

イ　業務経歴書

ウ　国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

(4)　他自治体での指定ごみ袋製造の実績一覧及び認定書の写し

(5)　指定ごみ袋及びその外袋の仕様書並びに見本品

(6)　指定ごみ袋の寸法・厚さ及び引張強度・伸び率の検査結果証明書（当該申請者又は

当該申請者に関係する組織以外の第三者機関が検査し発行したものであること。）

(7)　使用するインクの成分証明書（当該書類が日本語以外の言語を用いて作成されている場合は、これを日本語に翻訳すること。）

(8)　指定ごみ袋の販売ルート及び販売を予定する店舗の一覧並びに予定販売価格を記載した書類

(9)　その他管理者が必要と認める書類

２　管理者は、前項の規定により提出された書類等に不足又は不備があると認めるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができる。

（認定通知書の交付）

第５条　管理者は、前条の規定による申請があった場合にその内容について審査し、第２条に規定する規格に適合すると認めるときにあっては指定ごみ袋製造認定通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（指定ごみ袋の製造の変更）

第６条　管理者は、前条の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、第４条により申請した事項を変更するとき、又は認定した指定ごみ袋と異なる指定ごみ袋の製造をしようとするときは、指定ごみ袋製造変更認定申請書（様式第４号）を提出させるものとする。

２　管理者は、前項の規定に基づく申請があった場合にその内容について審査し、第２条の規格に適合すると認めるときにあっては指定ごみ袋製造変更認定通知書（様式第５号）を交付するものとする。

（指定ごみ袋の製造の廃止）

第７条　管理者は、認定事業者が、指定ごみ袋の製造を廃止しようとするときは、指定ごみ袋製造廃止届（様式第６号）に指定ごみ袋製造認定通知書を添えて、提出させるものとする。

（認定事業者の責務）

第８条　認定事業者は、第２条に規定する規格を遵守して指定ごみ袋の製造流通を行うものとし、当該指定ごみ袋を起因として生じる一切の問題について誠意をもって対処しなければならない。

２　認定事業者は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売及び住民の購入の利便を図るため、構成３市町及び隣接する自治体内の販売店の確保に努めなければならない。

（認定番号の表示）

第９条　認定事業者は、指定ごみ袋に認定番号を表示しなければならない。

（管理者の措置等）

第１０条　管理者は、指定ごみ袋が第２条に規定する規格に適合しないと認めるときは、認定事業者に対し、当該規格に適合するために必要な指導又は改善の指示を行う。

２　管理者は、認定事業者が虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき、又は前項の指示に従わないときは、認定を取消すことができる。

３　管理者は、前項の規定により認定を取消そうとするときは、あらかじめ当該認定事業者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急に認定を取消す必要があるときは、この限りではない。

４　管理者は、第２項の規定により認定を取消したときは、当該認定事業者に指定ごみ袋製造認定取消通知書（様式第７号）を交付するものとし、当該通知を受けた者は、直ちに指定ごみ袋製造認定通知書を管理者に返還しなければならない。

５　管理者は、第２項の規定による認定の取消しにより当該認定事業者に損害が生じた場合であっても、下妻地方広域事務組合の責めに帰すべき事由による場合を除きその責任を負わない。

６　認定が取消された場合、当該認定事業者が保有する指定ごみ袋の在庫処理については、管理者の指示に従うものとする。

（認定事業者の名称の公表）

第１１条　管理者は、第５条の規定により指定ごみ袋の製造を認定したとき、又は前条第２項の規定により指定ごみ袋の製造の認定を取消したときは、当該事業者を公表する。

（報告）

第１２条　認定事業者は、管理者から指定ごみ袋の品質や流通について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（構成３市町業者の活用）

第１３条　認定事業者は、指定ごみ袋の製造に係る資材の調達並びに製造した指定ごみ袋の流通及び販売にあっては、可能な限り構成３市町の事業者を活用するよう努めるものとする。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第１

<table>
<tr><td>袋の色</td><td colspan="2">・もえるごみ…オレンジ半透明（Orange ＃FFA500）　※カラー含量は2%程度
・もえないごみ…青色半透明（Blue ＃0000FF）※カラー含量は2%程度</td></tr>
<tr><td>透明度</td><td colspan="2">内容物が識別可能な透明度を有すること。</td></tr>
<tr><td>文字色</td><td colspan="2">黒（Black ＃000000）</td></tr>
<tr><td>容量（相当）</td><td colspan="2">・もえるごみ：45リットル（大）、30リットル（中）、20リットル（小）
・もえないごみ：30リットル</td></tr>
<tr><td>形状</td><td colspan="2">Ｕ字型</td></tr>
<tr><td>素材</td><td colspan="2">・ポリエチレン（LDPE、HDPE等の指定はなし）
・温室効果ガス排出削減を目的にバイオマスプラスチックや再生プラスチック等を使用することを推奨する。</td></tr>
<tr><td>厚さ</td><td colspan="2">0.03ミリ以上</td></tr>
<tr><td>強度</td><td colspan="2">縦方向29.4Mpa以上、横方向19.6MPa以上</td></tr>
<tr><td>品質</td><td colspan="2">JIS　Z　1702：1994及びJIS　Z　1711：1994に準ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">寸法
※容量を満たせば、１cm前後の誤差は認める。</td><td>もえるごみ袋
（大）幅40cm/70cm　縦80cm
（中）幅35cm/59cm　縦70cm
（小）幅35cm/55cm　縦60cm
※幅(完成幅cm)/(折込幅含むcm)</td><td>もえないごみ袋
幅35cm/59cm　縦70cm
※幅(完成幅cm)/(折込幅含むcm)
他、別図１～別図４のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>インク</td><td colspan="2">指定ごみ袋、外袋共に印刷に使用するインクにはカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと。また、ベジタブルインキなどの環境配慮したものを使用することを推奨する。</td></tr>
<tr><td>指定ごみ袋の印刷内容</td><td colspan="2">別図を片面一色黒色で表示内容が読み取れる大きさで印刷する。
他、別図１～別図４のとおり</td></tr>
<tr><td>包装要領</td><td colspan="2">包装用外袋には、取出口をミシン目加工又は切取り線の印刷等で表示し、１枚ずつ取出しやすいように折りたたむこと。</td></tr>
<tr><td>外装の材質等</td><td colspan="2">・材質はポリエチレン又はポリプロピレンであること
・外装には別表２に示す事項を表示すること。
他、別図５～別図８のとおり</td></tr>
</table>

別表第２

外袋に記載する事項	・もえるごみ袋（※多言語表記を含む） ・もえないごみ袋（※多言語表記を含む） ・下妻市・八千代町・常総市（旧石下町） ・排出する際には指定ごみ袋をお使いください。 ・事業系ごみを家庭系ごみ集積所に出すことはできません。 ・家庭用品品質表示法に基づく表示 ・ＪＡＮコード ・識別マーク